

崇城大学学位規則

(目的)

- 第 1 条 この規則は、崇城大学学則および崇城大学大学院学則に定めるもののほか、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

- 第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とし、その種類は次のとおりである。

学士（工学）、学士（芸術）、学士（薬学）

修士（工学）、修士（芸術）

博士（工学）、博士（芸術）、博士（薬学）

- 2 学士の学位は、真摯な研究心により高度な知識を修め、学部における研究能力または専門性を要する職業等に必要な豊かな教養および高度な技術を有する者に授与するものとする。
- 3 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与するものとする。
- 4 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

(学位授与の条件)

- 第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士の学位は、本学の大学院修士課程を修了した者に授与する。
 - 3 博士の学位は、本学の大学院博士課程を修了した者に授与する。
 - 4 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本学の大学院の博士課程を経ない者が、博士論文を提出して、その審査および試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを、試問により確認された場合にも授与することができる。

(博士論文の提出)

- 第 4 条 博士論文は、論文審査願に論文、論文目録および論文内容の要旨各 3 通を添え、学長に提出しなければならない。提出の時期は別に定める。
- 2 前条 4 項規定により、論文を提出して学位を請求しようとする者は、学位申請書に論文、論文目録、論文内容の要旨および履歴書各 3 通と論文内容の要旨データ、論文のデータを添え、学長に提出しなければならない。
 - 3 上記論文には、参考として他の論文を添付することができる。
 - 4 審査のため必要があるときは、論文の副本または訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。
 - 5 受理した論文は、返却しない。

(博士論文審査)

- 第 5 条 学長は、博士論文を受理したときは、それぞれの専攻における研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）にその審査を付託するものとする。
- 2 研究科委員会は、その構成員の中より論文審査のため 3 名以上の審査委員（以下「審査委員」という。）を定める。審査委員は論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織する。
芸術研究科委員会においては、論文審査委員会に他の大学院、研究所等の教員またはそれと同等以上の研究業績を有する者を 1 名以上加えるものとする。
 - 3 工学研究科委員会において審査のため必要と認めたときは、前項の審査委員以外に准教授、講師、助教または他の大学院、研究所等の教員を審査委員に加えることができる。
芸術研究科委員会においては、2 項に準ずる。
 - 4 本学大学院の学生については、論文の審査ならびに最終試験を、第 3 条 4 項の規定による者については、論文の審査ならびに試験および試問を行う。
ただし、大学院博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を取得した者については、試問を免ずることができる。

(最終試験)

第 6 条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連ある科目について、筆記または口頭試験により行うものとする。

2 第 3 条 4 項の規定による者に対する試験は、前項の最終試験に準じて行い、試験は、筆記または口頭試験により、専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。

3 論文の審査および最終試験または試験および試問は、論文等を受理した後、修士の論文については在学期間中に、博士の論文については 1 年以内に、これを修了するものとする。

(報 告)

第 7 条 審査委員は、論文審査および最終試験または試験および試問を終了したときは、その結果の要旨を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(審 査)

第 8 条 研究科委員会は、全体の 3 分の 2 以上出席し、その 3 分の 2 以上の賛同を経て学位授与の可否を決定する。

2 研究科委員会において前条の可否を決定したときは、その審査結果の要旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第 9 条 学長は、前条の報告に基づき、所定の学位を授与する。

(学位の名称)

第 10 条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは「崇城大学」と付記しなければならない。

(学位授与の報告)

第 11 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 12 条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日

から3カ月以内に、その論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を公表するものとする。

ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

この場合、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 第1項または前項の規定により、論文を公表する場合には、崇城大学大学院において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

(審査手数料)

第14条 第3条4項による博士論文の審査手数料は別表Iのとおりとする。

2 前項にかかわらず、本学大学院博士課程に所定の年限以上を在学し、所定の単位を修得して退学後3年以内の者については、審査手数料を免除する。

3 既に納入した審査手数料は返還しない。

(学位授与の取消)

第15条 学位を授与された者が次の各号の一に該当したときは、学長は研究科委員会の議を経て、授与した学位を取消し、学位記を還付させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 前項の研究科委員会の議決は、第8条によって行うものとする。

(諸様式)

第16条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(細則の制定)

第17条 この規則で定めたもののほか、必要な細則は、研究科委員会が学長の承認を経て、定めることができる。

附 則

1. この規則は昭和57年4月1日より施行する。
2. この改正は昭和59年4月1日より施行する。
3. この改正は平成元年4月1日より施行する。
4. この改正は平成2年4月1日より施行する。
5. この改正は平成4年3月1日より施行する。
6. この改正は平成12年4月1日より施行する。
7. この改正は平成14年4月1日より施行する。
8. この改正は平成16年4月1日より施行する。
9. この改正は平成17年4月1日より施行する。
10. この改正は平成18年4月1日より施行する。
11. この改正は平成20年4月1日より施行する。
12. この改正は平成21年1月1日より施行する。
13. この改正は平成24年4月1日より施行する。
14. この改正は平成25年4月1日より施行する。
15. この改正は平成28年1月1日より施行する。

別表 I (審査手数料)

規定第 1 4 条による博士論文	1 0 0 , 0 0 0 円
------------------	-----------------

別記様式（1）（第3条1項による学士の学位記）

卒業証書・学位記

崇城大学
之 印

氏 名

年 月 日 生

本 学 ○ ○ 学 部 ○ ○ 学 科
所 定 の 課 程 を 修 め 本 学 を
卒 業 し た の で 学 士 (○ ○) の
学 位 を 授 与 す る

令 和 年 月 日

崇 城 大 学

学 長

印

第 号

別記様式（2）（第3条2項による修士の学位記）

学位記

崇城大学
之 印

氏 名

年 月 日 生

本 大 学 大 学 院 ○ ○ 研 究 科
○ ○ ○ 専 攻 修 士 課 程
に お い て 所 定 の 単 位 を
修 得 し 学 位 論 文 の 審 査
お よ び 最 終 試 験 に 合 格 し た
の で 修 士 （ ○ ○ ） の 学 位 を
授 与 す る

令 和 年 月 日

崇 城 大 学

学 長

印

修 第 号

別記様式（3）（第3条3項による博士の学位記）

学位記

崇城大学
之 印

氏 名

年 月 日 生

本 大 学 大 学 院 ○ ○ 研 究 科
○ ○ ○ 専 攻 博 士 課 程
に お い て 所 定 の 単 位 を
修 得 し 学 位 論 文 の 審 査
お よ び 最 終 試 験 に 合 格 し た
の で 博 士 （ ○ ○ ） の 学 位 を
授 与 す る

（ 論 文 題 目 ）

令 和 年 月 日

崇 城 大 学

学 長

印

博 甲 第 号

別記様式（4）（第3条4項による博士の学位記）

学位記

崇城大学
之 印

氏 名

年 月 日 生

本 大 学 に 学 位 論 文 を 提 出 し
所 定 の 審 査 お よ び 試 験 に
合 格 し た の で 博 士 （ ○ ○ ） の
学 位 を 授 与 す る

（ 論 文 題 目 ）

令 和 年 月 日

崇 城 大 学

学 長

印

博 乙 第 号